

議案第61号

那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合同規約の一部変更に伴う協議のため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 那須地区広域行政事務組合同規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那須地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、同組合の規約を別紙のとおり変更することについて協議する。

平成29年 月 日

大田原市長                      津久井 富雄

那須塩原市長                    君島 寛

那須町長                        高久 勝

那須地区広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

那須地区広域行政事務組合同規約（昭和36年県指令地第237号）の一部を次のように変更する。

第3条第13号中「設置及び管理運営」を「設置、管理運営及び廃止（民営化及び財産の譲与に関する事務を含む。）」に改める。

附 則

この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行する。